

# ヤングケアラーへの気づき

令和7年9月16日（火） 淀川区 区政会議 教育・子育て部会資料  
淀川区保健福祉課（こども教育）

# **区政会議委員のみなさまから ご意見をいただきたいこと**

---

- ・ 淀川区ではこれまでからヤングケアラーを含め「気になる事案」として区役所へ情報が入れば、適切な部署・支援につないでいます。
  - ・ 適切な部署・支援につなぎ課題解決するためには、何らかの支援が必要な状況であることを把握する必要があります。
- 
- ① みなさまが日々の生活の中でヤングケアラーを見聞きしたことがありますか？
  - ② 地域や区役所が把握のためにできることとしては何がありますか？

# ヤングケアラー支援の法制化（国の動き）

子ども・若者育成支援推進法(令和6年6月12日改正施行)

家族の介護その他の日常生活上の世話を  
過度に行っていると認められる子ども・若者と定義



国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象

ヤングケアラー支援の対象年齢

具体的にはこども期(18歳未満)に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話をを行い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。